医療・福祉問題研究会会報

NO. 108
2012.7.9

医療・福祉問題研究会　2012 年度総会記念企画

日　時：７月 22 日（日）１４時～１７時半

会　場：松ヶ枝福祉館　４階集会室

テーマ：公的年金の原則と課題

～皆年金の実現をめざして～

報告者：田中明彦さん（龍谷大学社会学部）

シンポジスト：茶谷十来也さん（年金組合）

津田康次さん（メンタルピア）

いわゆる「消えた年金」記録問題、さらに民主党をはじめとする各政党の最低保障年金構想等により、公的年金の関心が高まっている。他方で、低所得や年金不信を理由とした国民年金の納付率の低下（2012 年３月現在で 58.0%）や国民年金の未加入問題（2010 年１１月現在で 89.9 万人）等をはじめとする国民年金空洞化問題が生じている。このような状況のなか、現通常国会に年金「改革」２法案が政府より提出されている。しかし、この年金「改革」２法案は、現在の公的年金制度が抱える問題、そして国民・住民の期待に十分に応えられるものとなっていない。そこで、本講演では、まず、そもそもの公的年金の原則、さらに公的年金給付の法的性格について論じたうえで、現在生じている公的年金の問題点と課題を検討することとしたい。

具体的には、以下のことを論じることとする。まず、公的年金の性格・私的年金（私保険）との比較を踏まえた公的年金制度の特徴についてである。第２に、国民年金法制定により導入された国民皆年金の意義と国民皆年金実現のためにとられている措置についてである。第３に、公的年金による最低生活保障の意義についてである。ここでは、生活保護に優先する公的年金の最低生活保障としての性格を明らかにする。最後に、文字どおりの皆年金を実現するための公的年金の課題について述べることとする。ここでは、①適用・受給権の確保、②給付水準、③年金の管理・運営、④年金の財政方式に焦点を当てて論じることとする。

医療・福祉問題研究会　総会のご案内

総会記念企画前に、2012 年度医療・福祉問題研究会の総会を下記のとおり開催いたします。会員の皆様につきましては、ご出席のほどよろしくお願いいたします。

日時：　７月 22 日（日）１３時～１４時

会場：　金沢市松ヶ枝福祉館　4 階集会室

- 2011 年度の活動報告と 2012 年度の活動計画案
- 2011 年度の決算報告と 2012 年度の予算案　　など

事務局短信

懇親会のお知らせ

医療･福祉問題研究会総会記念企画の後は、恒例の懇親会を予定しています。多数のご参加をお待ちしております。

日時：　７月22日（日）１８時～２０時ごろ

場所：　菜香楼　TEL　076－221－3156

（金沢市武蔵町 15－１　めいてつエムザ地下１階）

会費：　5000 円程度

参加ご希望の方は、7 月 18 日（水）までに下記までご連絡をお願い致します。

E-mail　chiharu@seiryo-u.ac.jp（曽我）

第107回例会報告

「新たな福祉国家を展望する
ー福祉国家と基本法研究会の取り組みー」

石川県保険医協会　長浦久実

2012年4月1日（日）に井上英夫さんより、「新たな福祉国家を展望するー福祉国家と基本法研究会の取り組みー」と題し、第107回例会報告があった。

つながりを断ち切らざるをえない社会

井上英夫さんは全国老人福祉問題研究会会長、高齢期運動サポートセンター理事長、そして生存権裁判を支援する全国連絡会会長として活動している。活動の中で生存権裁判の原告の方々から、一番困っていることは「葬式に出られないこと」との声を聞くと言う。親族の葬式に参列しないということは、縁を切ることと同義と考える人も多い。貧困が人とのつながりを絶ち、生活保護を受けている人を孤立させる要因となっている。

東日本大震災以降、「絆」という言葉をよく耳にする。政府はこの風潮に乗って、あたかも絆があればすべてまかなえると言わんばかりに「共助」を前面に打ち出し、さらなる負担を国民に押しつけようとしている。だが実際は生活基盤が安定してはじめて、人々はコミュニティでつながることが出来る。冠婚葬祭に当たり前に参列でき、趣味を楽しめ、人とつながりをもてる生活こそが憲法第25条の規定する「文化的な」生活と言えるが、政府はしばしば「最低限度」のみを強調し、社会から特に若者からは「生活保護受給者の贅沢はご法度」と風当たりが厳しい。しかし、その若者たちこそが非正規雇用・低賃金労働で苦しい生活を強いられ、生活保護受給者などを「敵」として捉えざるをえない状況に追い込まれている。

震災から見えてくる国家のあり方

最後のセーフティーネットである生活保護だけでなく、社会保障全体が崩壊の危機にさらされている。構造改革政治からの脱却を期待され政権をとった民主党は財界・マスコミの言説を受け入れ、構造改革路線に回帰した。急速な構造改革路線に対抗するために、人権を「守る」運動だけでなく、私たちの求める国家像―新たな福祉国家の柱となる社会保障の理念・原理・原則を明らかにした社会保障憲章とそれを具体化した社会保障基本法―を掲げる運動の必要性が高まる中、東日本大震災が発生した。

甚大な津波被害に遭った岩手県大槌町吉里地区の高台には、大規模な特別養護老人ホームがある。津波被害を受けず、震災時は避難所となったそのホームの施設長は「津波対策は、高台で大型でなくてはならない。さらに今は個室化が進んでいるが、より多くの人が入所できるよう大部屋に戻しても良いのではないか」と言う。

また、飯舘村にある特別養護老人ホーム「いいたてホーム」では、利用者は避難せ

ずに現在もいいたてホームで暮らしている。避難しなかったのは、全員をまとめて受け入れてくれる受け入れ先が見つからなかったこと、高齢者は環境の変化により体調を崩しやすいことと、放射能の影響が少ないだろうことを考えての判断だった。

いずれの場合も考えなくてはならないのは、本人の自己決定は反映されていたかということだ。安全は重要だ。だが安全を確保するために、居住選択の自由を制限できるだろうか。自己決定に基づき、できるだけ安全に暮らせるよう国・自治体が保障することが、真の自己決定の尊重であり、福祉国家のあり方である。それは復興についても同様だ。

社会保障憲章・基本法を携え、新たな福祉国家づくりを

政府と大企業は震災を梃子にし、漁業・農業への資本介入や大企業有利の経済特区の導入などを画策している。復興計画の策定プロセスにも中身にも、住民の姿はない。政府や大企業の押しつけではなく、住民の自己決定に基づいた、住民本位の復興が求められる。住民の中でも意見は分かれるだろうが、合意の形成は民主主義的な議論でしかなしえない。そのためには議論のための時間と、適正な情報が必要だ。

奇しくも、震災は構造改革によって生じた社会の歪みを顕在化させ、社会保障が人々の生活にとってどれだけ不可欠であるかをはっきりさせた。と同時に、政府、大企業などにとっても社会保障分野を営利化・規制緩和する、絶好の機会だと言える。まさしく国のあり方が問われる今、構造改革型構想に対抗する私たちは、社会保障憲章・基本法を携えて新たな福祉国家を求める運動を広げていかなければならない。